令和２年６月12日
【照会先】
職業安定局　雇用開発企画課
課　　長：松永　久
課長補佐：宮本　淳子
（代表）03-5253-1111

報道関係者各位

雇用調整助成金の助成額の上限額を引き上げます

本日、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律が成立しました。これに伴い、雇用調整助成金の更なる拡充を行いましたのでお知らせします。詳細は以下のとおりです。

１．助成額の上限額の引上げ及び助成率の拡充について

（１）助成額の上限額の引上げについて

雇用調整助成金の１人１日あたりの助成額の上限額は 8,330 円となっていました。

今般、令和２年４月１日から９月 30 日までの期間の休業及び教育訓練について、企業規模を問わず上限額を 15,000 円に引き上げることとしました。

（２）解雇等を行わない中小企業の助成率の拡充について

解雇等をせずに雇用を維持している中小企業の休業及び教育訓練に対する助成率は、原則９／10（一定の要件を満たす場合は 10／10 など）となっていました。

今般、この助成率を一律 10／10 に引き上げることとしました。

	現行（4/1～6/30）	見直し後（4/1～9/30）
助成額	１日 8,330 円が上限	１日 15,000 円が上限
助成率	○ 大企業　2/3 ○ 中小企業 4/5 ※解雇等がない場合 ○ 大企業　3/4 ○ 中小企業　9/10 【中小企業特例】（4/8～6/30） ・休業要請を受け休業する等、一定の要件を満たす場合　10/10 ・休業手当支払率が 60%超の場合は超えている部分は 10/10	○ 大企業　　2/3（変更なし） ○ 中小企業　4/5（変更なし） ※解雇等がない場合 ○ 大企業　3/4（変更なし） ○ 中小企業　10/10

（３）遡及適用について（詳細は別添のリーフレットをご覧ください。）

ア （１）及び（２）の引上げ及び拡充については、既に申請済みの事業主の方についても、以下のとおり、令和２年４月１日に遡って適用となります。

なお、労働局・ハローワークで追加支給分（差額）を計算しますので、再度の申請手続きは必要ありません。

① 既に雇用調整助成金の支給決定がなされた事業主
⇒ 後日、追加支給分（差額）を支給いたします。

② 既に支給申請をしているが、雇用調整助成金の支給決定がなされていない事業主
⇒ 追加支給分（差額）を含めて支給いたします。

イ ①又は②の事業主の方が、過去の休業手当を見直し（増額し）、従業員に対して追加で休業手当の増額分を支給した場合には、当該増額分についての追加支給のための手続が必要となります。

２．緊急対応期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止のため、雇用調整助成金については、令和２年４月１日から同年６月 30 日までを緊急対応期間とし、各種の特例措置（※１）を講じてきました。

（※１）緊急対応期間中の特例措置
- 生産量要件の緩和（確認期間３か月→１か月で５%減）
- 助成対象の拡充（雇用保険被保険者でない労働者も助成金の対象）
- 助成率の引上げ
- 支給限度日数の特例　など

今般、緊急対応期間の終期を３か月延長することとし（令和２年９月 30 日まで延長）、上記１（２）の助成率の拡充に加え、これまでの特例措置も延長して適用することとしました。

なお、緊急対応期間の前から講じていた特例措置（※２）については、対象期間の初日が令和２年９月 30 日までの間にある休業等に適用することとしました（現行は同年７月 23 日までの間にあるものに適用。）。

（※２）緊急対応期間前からの特例措置
- クーリング期間の撤廃
- 被保険者期間要件の撤廃　など

３．出向の特例措置等について

雇用調整助成金の支給対象となる出向については、出向期間が「３か月以上１年以内」とされていますが、緊急対応期間内においては、これを「１か月以上１年以内」に緩和しました。

なお、（公財）産業雇用センターにおいては、新型コロナウイルス感染症への対応として、「雇用シェア（在籍出向制度）」を活用して従業員の雇用を維持する企業を支援するため、「雇用を守る出向支援プログラム 2020」を開始しました（詳細は別添のリーフレットをご覧ください。）。

【別添資料】

〇リーフレット「雇用調整助成金の受給額の上限を引き上げます」

〇リーフレット「雇用を守る出向支援プログラム 2020」（産業雇用安定センター）

別 添 1

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主の方へ

令和２年６月12日

雇用調整助成金の受給額の上限を引き上げます

受給額の上限を引き上げます
（1人あたり日額8,330円⇒15,000円）

企業規模にかかわらず、すべての事業主に適用

解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を10/10（100%）に拡充します

- **令和２年４月１日から９月30日まで**の期間を１日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象です
- **すでに受給した方・申請済みの方にも適用**されます（裏面へ）
- これから支給申請を行うものは、厚労省ＨＰの様式をご活用ください
- 雇用調整助成金だけでなく、**緊急雇用安定助成金も対象**です

＜様式はこちら＞

「解雇等をせず雇用維持に努める」とは

・令和２年１月24日から賃金締切期間（判定基礎期間）の末日までに、解雇等を行っていないこと
（解雇とみなされる有期雇用労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含みます。また、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇も含まれます）

・賃金締切期間（判定基礎期間）の末日時点の従業員数が、令和２年１月24日から賃金締切期間（判定基礎期間）の末日までの各月末時点の従業員数の平均の５分の４以上であること

（裏面へつづく）

追加支給について

支給申請はお済みでまだ支給決定されていない事業主の方

- 追加支給の**手続きは「不要」**です
- **差額（追加支給分）も含めて支給**します

※　審査の状況によっては、差額（追加支給分）を令和２年７月以降順次お支払いする場合があります。

すでに支給決定された事業主の方

- 追加支給の**手続きは「不要」**です
- **すでに支給した額との差額（追加支給分）は後日支給**します

差額（追加支給分）は令和２年**７月以降**順次にお支払しますので、
今しばらくお待ちください

支給申請がお済みの事業主の方で、過去の休業手当を見直し（増額し）従業員に対し、追加で休業手当の増額分を支給した事業主の方

- 追加支給の**手続きが「必要」**です
- 令和2年**９月30日**までに次の書類をご提出ください

「再申請書（様式）」、「支給要件確認申立書（様式）」
「支給決定通知書の写し」、「増額した休業手当・賃金の額がわかる書類」
「休業させた日や時間がわかる書類（対象労働者を増やした場合）」

＜様式はこちら＞

現在、非常に多くの申請をいただき順次審査をしていることから、お問い合わせをいただいても、個別の手続きの状況や支給決定日などをお示しできない状況です。

大変申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、追加支給を希望しない場合は、お手数ですが、下記「申請・お問い合わせ先」までご連絡ください。

申請・お問い合わせ先

都道府県労働局・ハローワーク

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局 職業安定部職業対策課（助成金センター）
およびハローワークまでお問い合わせください。

雇用調整助成金　検索

雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して、従業員の雇用を守る企業を無料で支援します

別 添 2

公益財団法人 産業雇用安定センター

概　要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で雇用シェア（在籍型出向）を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行います。（以下「雇用を守る出向支援プログラム２０２０」をご参照ください）

雇用を守る出向支援プログラム２０２０

～ 雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して一時的に休業している労働者の雇用を守ります～

産業雇用安定センターは、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的に雇用過剰となった企業が雇用を守るために、人手不足の企業等との間で雇用シェア（在籍型出向制度）を活用した出向支援を無料で行います。

お問い合わせ先

（センターＨＰ）

全国４７都道府県の県庁所在地に当センターの事務所があり、無料にて企業からのご相談を承ります。

産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体等が協力して設立された公益財団法人です。設立以来、21万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

公益財団法人 産業雇用安定センター　業務部 業務管理課　☎ 03-5627-3600